



＜悪質業者にご注意！＞ください。

近年「台風」「豪雨」「大雪」「竜巻」「洪水」といった『自然災害』が多発しています。こうした災害が発生した直後に被災地域を回り屋根や雨樋や壁など破損したところを「火災保険を使えば自己負担ゼロ円で修理が出来ます」「保険の請求手続きも代行してやります」と勧誘してくる修理業者との「トラブル」や「詐欺」が急増しています。

悪質業者とのトラブルや詐欺が多発しています。

最近「台風」「豪雨」といった自然災害による住宅被害が増えています。そんな災害から大切なマイホームを守ってくれるのが「火災保険」や「地震保険」です。

国民生活センターによると、それらの保険を悪用しようとする悪質業者の被害に遭われた方の相談件数が、「2010年では115件」だったのに対し「2016年では1,078件」となりその数は「9倍以上」に急増しています。

トラブル相談が多く寄せられています



2016年 独立行政法人国民生活センター調べ

このような住宅修理業者にはご注意ください！

強引に契約を迫る

ケース1 強引に契約を迫る

「ずいぶん強引な勧誘ね」
「見積無料！」
「保険金使えます！」

契約書や見積書を書面で渡さない

ケース2 住宅修理に関する契約書を渡さない

「契約書ください」
「後で渡します」

保険金請求を代行する

ケース3 住宅所有者になりすまして保険金請求を行う

「私は〇×と申します」
「福保会社」
「私になりすまして事実と異なる報告を保険会社に行っているわ」

嘘をついて保険金請求するように勧める

ケース4 ウソの理由で保険金請求するように勧める

「雪災や風災が原因」と言えば問題ないです
「保険会社にウソの報告をして保険金詐欺に問われないか心配だわ」

高額なキャンセル料や手数料を請求する

ケース5 高額なキャンセル料等を要求する

「聞いてない!!」
「高い!!」
「解約の場合、キャンセル料をいただきます」

ずさんな工事をして逃げる

ケース6 ずさんな工事をして逃げる

「お金返して!」
「まだ工事が終わってない」
「パイパイ」
「保険金」

その契約ちょっと待った!



このようなトラブルに巻き込まれないためには... (裏面をご覧ください!)



火災保険は『**火災事故**』だけでなく、「台風」「豪雨」「大雪」といった『**自然災害**』から大切なマイホームを守るための大切な保険です。その火災保険を悪用しようとする悪質業者が近年急増しています。うっかり業者の口車に乗せられてしまい、知らない間に「**保険金詐欺**」に加担させられてしまふということがありますので、次のようなことに十分お気をつけください！

契約書がないとトラブルになった際に法的効力を望めません！

修理業者で「被害状況や工事内容の説明をしない」「修理にかかる費用を言わない」「修理代金を前払いで請求してくる」「着工日や工事日程を言わない」「見積書や契約書を書面で渡さない」などという業者にはお気を付けください。このような業者の場合、高額な「修理代金」や「工事手数料」や「解約手数料」を請求されたり、「いつまでたっても工事が行われない」「ずさんな修理をして逃げる」といったトラブルが発生しています。もしこのようなトラブルが発生した際、契約書をもらっていないと「**法的効力が望めない**」ことがありますので、契約時には「工事内容」「修理見積り」「契約書」を必ず書面で受け取ってください。

保険金を他人(業者)が代理で請求することはできません！

「保険金の請求書類を書くのは大変なんで、あなたに代わって保険会社に請求してあげますよ」と言って契約を迫ってくる業者にはお気を付けください。保険金の請求は「契約者」か「被保険者」が行うもので、他人(業者)が行えるものではありません。

口車に乗せられ「保険金詐欺」に加担させられる危険性が！

業者の中には、被害があった箇所以外にも「雨どい」や「壁」や「カーポート」など「**古くなったところも台風のせいにして一緒に修理して保険金を請求しましょう!**」とそそのかしてくる業者があります。うっかりそんな口車に乗せられてしまい、嘘をついて保険金請求をしてしまうと、被災者が保険金詐欺にさせられてしまう可能性があります。ですので絶対にそんな話には耳を傾けないでください。
※ 通常 保険金請求があった場合、プロの鑑定人や屋根診断士が現場に行き被害状況や損害確認を行います。

火災保険の判定は鑑定人(鑑定会社)がおこないます！

住宅の被害が「**自然災害による損害**」であるか「**自然消耗(劣化)による損害**」であるかを判定するために一般社団法人 損害保険協会の鑑定人資格を持った鑑定人が調査を行い、その「**調査報告書**」に基づいて支払いの可否が決定されます。ですので修理業者が「**私が保険会社とうまく交渉して保険が出るようにしてあげますから大丈夫です!**」というようなことはそもそもありえませんのでご注意ください。

老朽化(劣化)は火災保険の支払い対象にはなりません！

集中豪雨や台風で一時的に大量の雨が降り、「雨漏り」や「吹き込み」等の被害があった場合、その原因が住宅等の老朽化(劣化)により発生した場合は、「**自然災害による損害**」とは認められず、火災保険の支払い対象にはなりません。
※ 強風により屋根が破損し、それが原因で発生した雨漏りは「**自然災害による損害**」となり保険金の支払い対象となります。

火災保険で「リフォーム」はできません！

火災保険で補償される範囲はあくまでも「**損害を受けた住宅などを原状回復**」することです。「リフォーム」と「修理」はまったく異なるものですので、「火災保険でリフォーム」などという謳い文句で勧誘してくる業者にはお気を付けください。
※ 「修理=損害を受けた住宅などを元の状態に戻すこと」「リフォーム=改築や改装であり、既存のものより質を上げること」

もし住宅に被害を受けたときは『**代理店**』か『**保険会社**』に連絡を！